

新たに雑固体廃棄物焼却施設を一般作業服着用可能エリアに設定、さらに免震重要棟および各企業棟周辺の一般作業服着用可能エリアを拡張し、入退域管理棟から各企業棟の駐車場またはバス停から各建物までを一般作業服で移動できるようにする。



<これまでの変遷>

【2012年3月1日から】

- 正門、免震重要棟、5・6号サービス建屋前

【2013年6月30日から】

- 入退域管理棟、協力企業センター厚生棟周辺

【2013年8月5日から】

- 研修棟休憩所（西門付近）

【2014年3月17日から】

- 協力企業棟一部拡張、構内駐車場

【2014年12月1日から】

- 免震重要棟周辺一部拡張

【2015年12月8日から】

- 雑固体廃棄物焼却施設、免震重要棟周辺一部拡張
各企業棟周辺一部拡張
入退域管理棟～企業棟